建築基準法第56条の2第1項ただし書による許可に係る包括同意基準

茅ヶ崎市建築審査会

制定 昭和61年11月27日

改正 昭和62年11月16日

改正 平成25年12月25日

1 (趣旨)

この基準は、建築基準法(以下「法」という。)第56条の2第1項ただし書による許可(以下「日 影の許可」という。)に係る建築審査会の同意を求められた場合、周囲の居住環境を害するおそれが ないと明らかに認められる建築物に対してあらかじめ同意を与えることにより、その手続の迅速化、 簡素化を図るものである。

2 (適用の範囲)

この基準は、法第3条第2項の規定により法第56条の2第1項の規定が適用されない建築物又は既に日影の許可をした建築物が存する敷地(基準時又は直近の許可を受けた敷地をいう。)において、増築、改築又は移転(以下「増築等」という。)をする場合に適用する。ただし、増築等又は既存建築物の撤去等により日影規制に関する平均地盤面の位置が基準時又は直近の許可時から低い位置となる場合を除く。

3 (基準)

次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 増築等をする部分の最高の高さが茅ヶ崎市建築基準条例第7条で指定する法別表第四(以下 「別表第四」という。)(い) 欄の地域又は区分に応じた(は) 欄に掲げる数値以下のもの
- (2) 次のアからウに該当するもの
 - ア 増築等をする建築物(以下「計画建築物」という。)の外壁又はこれに代わる柱の中心(当 該増築等をする部分に限る。)から隣地境界線までの距離が3メートル以上であること。
 - イ 建築面積及び延べ面積の敷地面積に対する割合は、それぞれ法定規制値に10分の9を乗 じた数値以下であること。
 - ウ 計画建築物以外の建築物及び計画建築物のうち増築等に係る部分以外の部分がないものとみなしたときに生じる冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時の各時間の日影線が、別表第四(い)欄の地域又は区分に応じた(は)欄の高さにおける水平面において敷地境界線(敷地境界線又は建築基準法施行令第135条の12第1項第1号の規定により敷地境界線とみなすものをいう。)から5メートル以内に収まること。

4 (建築審査会の同意)

この包括同意基準に基づいてなされた許可については、既に建築審査会が同意したものとみなす。

5 (建築審査会への報告)

特定行政庁は、この基準により日影の許可をしたときは、許可に係る計画建築物の概要を許可の

後初めて開催される建築審査会に報告しなければならない。

附則

- この基準は、昭和61年11月28日から施行する。 附 則
- この基準は、昭和62年11月16日から施行する。 附 則
- この基準は、平成26年4月1日から施行する。